四、皆勤賞賦與ハ千九百五十四名七十六円以上計金一万六千六百
九十六円ニシテ二十五年八月十日迄ニ全部拂了ス

⑨東亜エナメル株式会社（八・七—八・二八）
所在地　神戸市八雲通一丁目
労働者　四七名（内女廿五名）
参加者　全員
争議ノ原因
従来ノ事業不振ノ為操業短縮ヲ継続シ来リシガ遂ニ
経営難ニ陥リ之ガ打開策トシテ職工ノ解雇ヲ行ハントス
ルニ至リシモ職工ハ之ヲ不利ナリトシテ反対シ八月七日罷業
決行
要求事項

一、新組合ハ解散前ノ組合員ハ旧組合脱退者ト同様ニ取扱フコト従前
通リ行フモノトス
二、臨時休業中ノ賃金ニ付テハ協定ニ依リ日給ノ五割ヲ
支給スルコト
三、社休日ノ休業日ハ従来ノ割合ヲ支給スルコト
四、無欠勤者ニ対シ一ケ月前ノ勤続日数ト通算シ勤続
日数ヲ通算スルコト
争議ノ経過ハ八月廿六日左記条件ニテ解決
一、二週間分ノ予告手当ヲ支給スルコト
二、旧規定ニ依リ解雇者ノ退職手当ヲ支給スルコト
三、金一封トシテ各自ニ十円ヲ支給スルコト

⑩東洋木工所（八・一—八・二六）